

令和8年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜における基本方針

連携型中高一貫教育を実施する中学校（以下「連携型中学校」という。）から連携型中高一貫教育を実施する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）への入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）における基本方針は、次のとおりとする。

各高等学校は自校のアドミッション・ポリシーに基づいて生徒を募集し、各選抜を実施する。

1 趣旨

連携型高等学校において、連携型中学校から目的意識や意欲のある生徒の入学を促進し、6年間を通して生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図るため、連携型選抜を実施する。

2 実施高等学校及び対象中学校・義務教育学校

- (1) 県立修明高等学校及び棚倉町立棚倉中学校、塙町立塙中学校、矢祭町立矢祭中学校、鮫川村立鮫川中学校
- (2) 県立南会津高等学校及び南会津町立田島中学校・荒海中学校・舘岩中学校・南会津中学校、下郷町立下郷中学校
- (3) 県立相馬総合高等学校及び相馬市立中村第一中学校・中村第二中学校・向陽中学校・磯部中学校、新地町立尚英中学校
- (4) 県立ふたば未来学園高等学校及び浪江町立なみえ創成中学校、葛尾村立葛尾中学校、双葉町立双葉中学校、大熊町立学び舎ゆめの森、富岡町立富岡中学校、川内村立川内小中学園、檜葉町立檜葉中学校、広野町立広野中学校

3 募集定員

募集定員枠については、別に公告する募集定員の30%を下限とし、各連携型高等学校が学校・学科の特色や地域の特性に応じて設定する。

ただし、定員枠については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

また、特色選抜の募集定員枠は、これとは別に設定するものとし、併設型中高一貫教育校における高等学校においては、これらの割合について、別に公告する募集定員から当該高等学校に係る併設型中高一貫教育校における中学校の第3学年に在籍する者（11月1日現在）の数を除いた数に対する割合とする。

なお、可否の判定に当たっては、志願者の動向や各高等学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

4 出願資格

連携型高等学校の連携型選抜に出願することができる者は、当該高等学校と連携している中学校を卒業する見込みの者とする。

なお、連携型中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校の特色選抜へ出願することはできない。

5 選抜の方法

志願者の個性や学ぶ意欲をみるとともに、連携している内容に応じた選抜となるよう配慮し、各連携型高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

- (1) 志願者全員に学力検査を課す。学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、学力検査の問題作成や配点については、前期選抜と同様とする。
- (2) 選抜に当たっては、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び連携型選抜に係る面接（以下「連携型面接」という。）の結果を資料とする。

なお、各連携型高等学校長の判断により、各連携型高等学校が連携している教育課程に基づいた内容に応じた選抜方法に加え、学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法（以下これらを「連携型検査」という。）を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行うことができるものとする。

- (3) 可否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、連携型面接の結果及び連携型検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。
- (4) 連携型選抜の志願者は、出願した高等学校において一般選抜にも出願できるものとするが、その場合、各連携型高等学校は、連携型選抜、一般選抜の順に可否判定を行う。

6 その他

連携型選抜に出願する者は、特色選抜との併願はできない。

調査書の「出欠の記録」の取扱いについて

令和8年度県立高等学校入学者選抜においては、調査書の様式は変更しないが、調査書に記載された「出欠の記録」を選抜資料としない。